④　深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道及び別添６に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間又は別添６に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑤　平日朝夕割引

イ　割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添６のうちＡ若しくはＥに掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間の通行を除く。）し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び宮城県道路公社が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、均一制区間、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。
第一東海自動車道と一般国道16号（八王子バイパス）（以下「八王子バイパス」という。）を、第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジ又は厚木インターチェンジを経由し連続して通行する場合。（八王子バイパスに平日朝夕割引が適用される場合に限る。）
首都圏中央連絡自動車道と八王子バイパスを、首都圏中央連絡自動車道の相模原愛川インターチェンジを経由し連続して通行する場合。（八王子バイパスに平日朝夕割引が適用される場合に限る。）
中央自動車道富士吉田線と八王子バイパスを、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。（八王子バイパスに平日朝夕割引が適用される場合に限る。）
第一東海自動車道と東富士五湖道路を、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと東富士五湖道路の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東海北陸自動車道と一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））（以下「安房峠道路」という。）を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に平日朝夕割引が適用される場合に限る。）。
中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に平日朝夕割引が適用される場合に限る。）。
小田原厚木道路と八王子バイパスを、小田原厚木道路の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。（八王子バイパスに平日朝夕割引が適用される場合に限る。）

ロ　割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（２会社及び宮城県道路公社が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間、恵那山特別区間及び飛騨特別区間のキロ程と別添６のうちＡに掲げる各高速道路のキロ程とを合算したキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添５に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより通行した日の翌月20日に還元する。ただし、月間適用回数が４回以下の場合を除く。

㈠　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈡又は㈣を適用する場合を除く。

100－Ｗ（単位：パーセント）

㈜　上記式においてＷは、次の数値を表すものとする。

Ｗ：月間適用回数が５回から９回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

㈡　平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、㈣を適用する場合を除く。

（Ｌ＋Ｌ'1＋Ｌ'2－Ｗ）÷（Ｌ＋Ｌ'1＋Ｌ'2）×100（単位：パーセント）

㈜　上記式においてＬ、Ｌ'1、Ｌ'2及びＷは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'2：別添６のうちＡに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

Ｗ　：月間適用回数が５回から９回までの場合は30。月間適用回数が10回以上の場合は50。

㈣　対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ）平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ＋Ｐ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ'

※ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100））×ｔ又はＰ×（１－Ｗ÷100）の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈜　上記式においてａ、Ｌ、Ｌ'1、Ｌ'2、Ｐ、Ｐ'、Ｒ、Ｒ'1、Ｒ'2、Ｗ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）